



一関市社会福祉協議会 令和8年度 理髪サービス事業

【対象者】

- 一関市内に住む、在宅の寝たきり者等で外出困難な方。
- 要介護認定 介護度4～5の方。
- 身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳保持者で、寝たきり又は車椅子状態で在宅生活をしており外出困難な方。

【事業目的】

一関市内の在宅の寝たきり者等に対し、理髪券を助成することにより、心身の清潔と気分を爽快にし、なおかつ家族の介護の軽減を図ることを目的としています。

…ご利用方法…

- ①「理髪券交付申請書」を一関市社会福祉協議会各支部へ提出頂き、申請をします。
- ② 交付決定後、後日、理髪券6枚(1枚1,000円)を利用者へ郵送等でお届けします。
※年間でお一人様1回のみ申請が可能です。
- ③ 協力店舗一覧からご自身でお店を選び、直接理容店と訪問理容の日程調整をお願いします。
- ④ 訪問理容のサービスを受けたら、理容店の方に理髪券を必要枚数渡してください。

※発行された理髪券は年度内(利用期間内)にご利用頂きますようお願いいたします。
※発行された理髪券は紛失されないようご注意ください。
※理髪券の発行日以前の利用代には利用できませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

一関市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL: 23-6020
または 各支部(各支部の連絡先については協力店舗一覧参照)

ふれあいサロンの課題

- (1)後継者、担い手の不足
- (2)参加者の移動手段の確保(送迎、保険等)
- (3)活動メニューのマンネリ化
- (4)活動継続の支援
- (5)コロナ禍での活動制限
- (6)地域の協力体制の確保



※このサロンの課題は、千厩地域に限らず一関市内をはじめ、

岩手県、全国でも課題 となっている。

生活衛生同業組合への期待

1. 長く続いたコロナ禍での活動制限も影響し、後継者や担い手不足や活動メニューのマンネリ化、活動継続の支援が大きな課題。
2. 特に、ふれあいサロンの代表者や世話人の皆さんは、サロンを盛り上げることや参加者に喜んでもらえるようなメニュー考案など、日々サロン運営に苦慮されている。
3. サロン運営に生活衛生同業組合様の協力をいただくことで、サロン活動の活性化やサロン世話人の負担軽減のみならず、地域とのつながりが深くなり、地域活性化や地域振興、健康増進(介護予防)にもつながることが期待されます。少子高齢化や介護予防など地域での支え合いが重要になってくる中で、**生活衛生同業組合様の協力は必要不可欠です。**

今後とも、皆様の参画・ご協力をお願いします！！